

熊本地方裁判所民事第3部合議B係御中

## 生活保護基準引下げ違憲訴訟・熊本 公正な判決を求める要請書

表記の裁判で争われている2013年度からの生活保護基準引き下げは、今までにない大幅な引き下げ（平均6.5%、最大10%）であり、生活保護利用者の96%の世帯の保護費が削減され、大きな影響を与えました。

この生活保護基準引き下げは、生活保護費の削減という政治的な目的のために、専門家による十分な検証を経ないまま強行されたものです。

また、その際に用いられた生活扶助相当CPI（消費者物価指数）は、電機製品（特にパソコン、テレビ）の値下がりやを過大に評価する算式を使用し、その上、一時的に物価が急上昇した2008年を起点としたため下落率が増幅するなど、明かな「物価偽装」が行われています。

生活保護を利用する世帯では、食事の量を減らし、風呂の回数を減らし、友達付き合いを減らし、冠婚葬祭さえままならないなど、生活保護基準引き下げ前から厳しかった生活がさらに厳しくなっています。

今回の生活保護基準引き下げは、生活保護世帯の自立への展望をなくし、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する憲法25条に明確に違反するものです。

生活保護基準にはナショナル・ミニマムとしての役割があり、その安易な引き下げは国民生活の最低ラインの引き下げに他ならず、裁判所が国の判断を追認することは、国民生活を切り捨てることに他なりません。

貴裁判所におかれましては、生活保護世帯の窮状や、生活保護基準の重要性に鑑み、公正なる判決をなされるよう強く求めます。

お名前	住所

熊本県生活と健康を守る会連合会

〒861-0952 熊本市中央区水前寺3丁目10-3 藤本アパート1号

電話・FAX 096-384-9648

取り扱い団体（

）